



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県立自然公園の公園計画の変更（自然保護課） 1
- 県立自然公園の区域の変更（自然保護課） 2
- 県立自然公園の特別地域の区域の変更（自然保護課） 3
- 独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補給金交付規程及び社会福祉・医療事業団資金借入金利子補給金交付規程の一部を改正する告示の一部を改正する告示（青少年・児童家庭課） 3
- 民有保安林の指定の解除・2件（森林緑地課） 3
- 海岸保全区域の指定の変更（海岸防災課） 4
- 都市公園の供用の開始（都市計画・モノレール課） 6
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定（会計課） 7

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格及び申請方法等についての公告（情報政策課） 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（情報政策課） 8
- 大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課） 10
- 浸水想定区域の指定等・6件（河川課） 10
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 11

訓 令

- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課） 12

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 14
- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則 15
- 沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則 15
- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 16
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく医師の指定 16
- 警備業法に基づく医師の指定 16
- 遊技機の設定及び型式の検定等に関する規則による遊技機の型式検定 17

告 示

沖縄県告示第235号

沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号）第6条第1項の規定により、久米島県立自然公園の公園計画を変更した。その概要は次のとおりである。

なお、変更後の関係図面は、平成20年3月28日から同年4月28日まで沖縄県文化環境部自然保護課及び久米島町に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 保護規制計画 特別地域の区域 沖縄県島尻郡久米島町地内
- 2 利用施設計画

(1) 集団施設地区

番号	名 称	位 置
1	サンビーチ	久米島町字大原鳥島の一部
2	イーフビーチ	久米島町字謝名堂、字比嘉及び字銭田の一部

(2) 単独施設

番号	種 類	位 置
1	園 地	久米島町字仲村渠クムシ原
2	園 地	久米島町字久間地
3	園 地	久米島町字上江洲富祖久原及び字西銘山蔵原
4	園 地	久米島町字宇江城山田原
5	園 地	久米島町字宇根ミライ原
6	園 地	久米島町字奥武
7	宿 舎	久米島町字奥武
8	野 営 場	久米島町字奥武
9	野 営 場	久米島町字儀間
10	水 泳 場	久米島町字儀間

(3) 道路

歩道

番号	路 線 名	区 間
1	大岳だるま山線	起点 久米島町字西銘 終点 久米島町字仲地
2	阿良岳トクジム線	起点 久米島町字儀間 (林道) 終点 久米島町字島尻 (トクジム)
3	宇江城仲村渠線	起点 久米島町字宇江城 終点 久米島町字仲村渠

沖縄県告示第236号

沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号）第4条第1項の規定により、久米島県立自然公園の区域を次のとおり変更した。

なお、変更後の関係図面は、平成20年3月28日から同年4月28日まで沖縄県文化環境部自然保護課及び久米島町に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 追加する区域 沖縄県島尻郡久米島町字宇江城、字北原及び字大原の各一部並びに同町番外地及びその地先海面
- 2 削除する区域 沖縄県島尻郡久米島町字北原、字真謝、字宇根、字仲村渠、字具志川及び字鳥島の各一部並びに同町番外地

沖縄県告示第237号

沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号）第13条第1項の規定により、久米島県立自然公園の特別地域を次のとおり変更する。

なお、変更後の関係図面は、平成20年3月28日から同年4月28日まで沖縄県文化環境部自然保護課及び久米島町に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 追加する区域 沖縄県島尻郡久米島町字宇江城、字北原、字大原、字儀間、字仲村渠、字具志川、字西銘、字兼城及び字比嘉の各一部並びに同町番外地
- 2 削除する区域 沖縄県島尻郡久米島町字宇江城、字北原、字山城、字謝名堂、字島尻、字仲村渠、字具志川、字奥武、字仲地、字山里、字嘉手苺、字阿嘉、字儀間、字西銘、字兼城、字比嘉、字銭田及び字宇根の各一部

沖縄県告示第238号

独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補給金交付規程及び社会福祉・医療事業団資金借入金利子補給金交付規程の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補給金交付規程及び社会福祉・医療事業団資金借入金利子補給金交付規程の一部を改正する告示の一部を改正する告示

（独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補給金交付規程の一部改正）

第1条 独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補給金交付規程（昭和51年沖縄県告示第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「借入期間」を「平成20年6月30日までの間に借り入れたものに限り、借入期間」に改め、同条第2項中「3分の2」を「5分の3」に改める。

第6条中「あつた」を「あった」に改める。

第1号様式別紙中「2/3」を $\frac{3}{5}$ に改め、同様式別紙（注）1中「よつて」を「よって」に改める。

第2号様式別紙中「2/3」を $\frac{3}{5}$ に改める。

（社会福祉・医療事業団資金借入金利子補給金交付規程の一部を改正する告示の一部改正）

第2条 社会福祉・医療事業団資金借入金利子補給金交付規程の一部を改正する告示（平成14年沖縄県告示第291号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（平成20年4月1日以後における利子補給金の交付額）

- 3 前項の規定により、なお従前の例によることとされる利子補給金のうち、保育所及び児童養護施設の整備費として借り入れた借入金に対する平成20年4月1日以後に交付する利子補給金の交付額については、当該借入金に係る利子の額に5分の3を乗じて得た額以内の額とする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に償還が行われる借入金に対する利子補給金について適用する。

沖縄県告示第239号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡北大東村字南213番1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第240号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡北大東村字南213番1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 土地改良事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

沖縄県告示第241号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、平成16年沖縄県告示第263号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

海岸の名称			指定区域																																																												
沿岸名	海岸名	地区海岸名																																																													
琉球諸島沿岸	豊見城海岸	豊崎地区海岸	豊見城市字与根浜原298番地先から糸満市西崎町5丁目21番地先まで 基点1から基点134までを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域(延長13,483.5メートル) 基点の表示 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">点名</th> <th style="text-align: left;">X座標</th> <th style="text-align: left;">Y座標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基点1</td><td>+17941.450メートル</td><td>+15833.824メートル</td></tr> <tr><td>基点2</td><td>+17993.493メートル</td><td>+16022.892メートル</td></tr> <tr><td>基点3</td><td>+17966.676メートル</td><td>+16032.781メートル</td></tr> <tr><td>基点4</td><td>+17972.665メートル</td><td>+16049.889メートル</td></tr> <tr><td>基点5</td><td>+17960.526メートル</td><td>+16053.644メートル</td></tr> <tr><td>基点6</td><td>+17958.080メートル</td><td>+16039.827メートル</td></tr> <tr><td>基点7</td><td>+17884.870メートル</td><td>+16077.942メートル</td></tr> <tr><td>基点8</td><td>+17823.272メートル</td><td>+16145.579メートル</td></tr> <tr><td>基点9</td><td>+17833.208メートル</td><td>+16154.364メートル</td></tr> <tr><td>基点10</td><td>+17827.748メートル</td><td>+16158.610メートル</td></tr> <tr><td>基点11</td><td>+17818.840メートル</td><td>+16150.546メートル</td></tr> <tr><td>基点12</td><td>+17804.638メートル</td><td>+16166.218メートル</td></tr> <tr><td>基点13</td><td>+17693.279メートル</td><td>+16324.511メートル</td></tr> <tr><td>基点14</td><td>+17672.786メートル</td><td>+16355.939メートル</td></tr> <tr><td>基点15</td><td>+17615.132メートル</td><td>+16470.704メートル</td></tr> <tr><td>基点16</td><td>+17565.881メートル</td><td>+16541.819メートル</td></tr> <tr><td>基点17</td><td>+17505.690メートル</td><td>+16568.520メートル</td></tr> <tr><td>基点18</td><td>+16985.121メートル</td><td>+16851.581メートル</td></tr> <tr><td>基点19</td><td>+16893.191メートル</td><td>+16912.937メートル</td></tr> </tbody> </table>	点名	X座標	Y座標	基点1	+17941.450メートル	+15833.824メートル	基点2	+17993.493メートル	+16022.892メートル	基点3	+17966.676メートル	+16032.781メートル	基点4	+17972.665メートル	+16049.889メートル	基点5	+17960.526メートル	+16053.644メートル	基点6	+17958.080メートル	+16039.827メートル	基点7	+17884.870メートル	+16077.942メートル	基点8	+17823.272メートル	+16145.579メートル	基点9	+17833.208メートル	+16154.364メートル	基点10	+17827.748メートル	+16158.610メートル	基点11	+17818.840メートル	+16150.546メートル	基点12	+17804.638メートル	+16166.218メートル	基点13	+17693.279メートル	+16324.511メートル	基点14	+17672.786メートル	+16355.939メートル	基点15	+17615.132メートル	+16470.704メートル	基点16	+17565.881メートル	+16541.819メートル	基点17	+17505.690メートル	+16568.520メートル	基点18	+16985.121メートル	+16851.581メートル	基点19	+16893.191メートル	+16912.937メートル
点名	X座標	Y座標																																																													
基点1	+17941.450メートル	+15833.824メートル																																																													
基点2	+17993.493メートル	+16022.892メートル																																																													
基点3	+17966.676メートル	+16032.781メートル																																																													
基点4	+17972.665メートル	+16049.889メートル																																																													
基点5	+17960.526メートル	+16053.644メートル																																																													
基点6	+17958.080メートル	+16039.827メートル																																																													
基点7	+17884.870メートル	+16077.942メートル																																																													
基点8	+17823.272メートル	+16145.579メートル																																																													
基点9	+17833.208メートル	+16154.364メートル																																																													
基点10	+17827.748メートル	+16158.610メートル																																																													
基点11	+17818.840メートル	+16150.546メートル																																																													
基点12	+17804.638メートル	+16166.218メートル																																																													
基点13	+17693.279メートル	+16324.511メートル																																																													
基点14	+17672.786メートル	+16355.939メートル																																																													
基点15	+17615.132メートル	+16470.704メートル																																																													
基点16	+17565.881メートル	+16541.819メートル																																																													
基点17	+17505.690メートル	+16568.520メートル																																																													
基点18	+16985.121メートル	+16851.581メートル																																																													
基点19	+16893.191メートル	+16912.937メートル																																																													

基点20	+16812.207メートル	+16955.833メートル
基点21	+16804.611メートル	+16973.584メートル
基点22	+16799.790メートル	+16989.061メートル
基点23	+16651.850メートル	+17026.882メートル
基点24	+16647.124メートル	+17003.549メートル
基点25	+16782.621メートル	+16969.589メートル
基点26	+16791.653メートル	+16938.334メートル
基点27	+16858.789メートル	+16906.490メートル
基点28	+16761.443メートル	+16487.305メートル
基点29	+16683.979メートル	+16505.960メートル
基点30	+16648.948メートル	+16403.329メートル
基点31	+16535.037メートル	+15944.879メートル
基点32	+16347.573メートル	+15769.642メートル
基点33	+16096.457メートル	+14806.823メートル
基点34	+15604.312メートル	+14931.272メートル
基点35	+15598.249メートル	+14910.363メートル
基点36	+16112.651メートル	+14782.920メートル
基点37	+16364.756メートル	+15757.580メートル
基点38	+16552.786メートル	+15934.210メートル
基点39	+16830.013メートル	+15855.665メートル
基点40	+16946.080メートル	+15006.644メートル
基点41	+16954.828メートル	+14999.241メートル
基点42	+16976.068メートル	+14995.600メートル
基点43	+17038.714メートル	+15019.413メートル
基点44	+17095.116メートル	+15027.853メートル
基点45	+17152.019メートル	+15022.517メートル
基点46	+17490.765メートル	+14935.788メートル
基点47	+17570.064メートル	+14934.283メートル
基点48	+17654.670メートル	+14964.765メートル
基点49	+17714.902メートル	+15041.725メートル
基点50	+17882.549メートル	+15413.805メートル
基点51	+17736.523メートル	+15523.805メートル
基点52	+17706.838メートル	+15568.726メートル
基点53	+17821.927メートル	+16017.965メートル
基点54	+17815.568メートル	+16046.541メートル
基点55	+17803.110メートル	+16065.328メートル
基点56	+17710.022メートル	+16174.451メートル
基点57	+17666.453メートル	+16236.587メートル
基点58	+17577.983メートル	+16389.541メートル
基点59	+17508.107メートル	+16479.279メートル
基点60	+17407.297メートル	+16551.552メートル
基点61	+17048.898メートル	+16746.376メートル
基点62	+17001.798メートル	+16661.652メートル
基点63	+16816.977メートル	+15953.866メートル
基点64	+16830.013メートル	+15855.665メートル
基点65	+16813.276メートル	+15860.407メートル
基点66	+16857.030メートル	+15527.610メートル
基点67	+16846.919メートル	+15464.478メートル
基点68	+16872.028メートル	+15423.567メートル
基点69	+16884.240メートル	+15340.577メートル
基点70	+16892.742メートル	+15228.688メートル
基点71	+16885.717メートル	+15163.323メートル
基点72	+16903.053メートル	+15137.038メートル
基点73	+16908.514メートル	+15121.315メートル
基点74	+16926.053メートル	+15007.460メートル
基点75	+16950.502メートル	+14759.947メートル
基点76	+16970.052メートル	+14725.755メートル
基点77	+16998.919メートル	+14696.019メートル
基点78	+17599.160メートル	+14537.875メートル
基点79	+17655.435メートル	+14530.836メートル
基点80	+17715.798メートル	+14539.324メートル
基点81	+17767.123メートル	+14618.924メートル
基点82	+17783.020メートル	+14689.708メートル
基点83	+17791.765メートル	+14772.218メートル
基点84	+17784.180メートル	+14790.552メートル

	基点85	+17792.119メートル	+14855.530メートル
	基点86	+17836.320メートル	+14913.198メートル
	基点87	+17877.878メートル	+14962.544メートル
	基点88	+17919.960メートル	+15040.903メートル
	基点89	+17944.587メートル	+15141.902メートル
	基点90	+17958.681メートル	+15157.385メートル
	基点91	+17980.879メートル	+15163.532メートル
	基点92	+18138.309メートル	+15542.522メートル
	基点93	+18126.244メートル	+15552.855メートル
	基点94	+17967.639メートル	+15195.342メートル
	基点95	+17938.060メートル	+15182.708メートル
	基点96	+17917.519メートル	+15152.379メートル
	基点97	+17905.922メートル	+15104.431メートル
	基点98	+17884.787メートル	+15048.123メートル
	基点99	+17861.356メートル	+15007.344メートル
	基点100	+17822.089メートル	+14959.667メートル
	基点101	+17783.933メートル	+14919.682メートル
	基点102	+17755.635メートル	+14874.790メートル
	基点103	+17735.169メートル	+14772.412メートル
	基点104	+17720.992メートル	+14669.173メートル
	基点105	+17682.655メートル	+14672.699メートル
	基点106	+17655.683メートル	+14703.624メートル
	基点107	+17590.591メートル	+14731.884メートル
	基点108	+17510.215メートル	+14748.274メートル
	基点109	+17441.838メートル	+14754.100メートル
	基点110	+17381.852メートル	+14749.671メートル
	基点111	+17358.892メートル	+14753.788メートル
	基点112	+17328.112メートル	+14766.689メートル
	基点113	+17292.205メートル	+14789.782メートル
	基点114	+17230.804メートル	+14822.218メートル
	基点115	+17167.676メートル	+14844.637メートル
	基点116	+17104.149メートル	+14855.857メートル
	基点117	+17033.108メートル	+14846.434メートル
	基点118	+17005.557メートル	+14873.604メートル
	基点119	+17054.407メートル	+14917.180メートル
	基点120	+17169.344メートル	+14922.769メートル
	基点121	+17225.066メートル	+14916.170メートル
	基点122	+17509.448メートル	+14842.512メートル
	基点123	+17633.451メートル	+14852.204メートル
	基点124	+17751.410メートル	+14908.400メートル
	基点125	+17834.432メートル	+14993.694メートル
	基点126	+17874.104メートル	+15072.088メートル
	基点127	+17898.787メートル	+15157.602メートル
	基点128	+17902.059メートル	+15246.166メートル
	基点129	+17975.951メートル	+15421.479メートル
	基点130	+17984.287メートル	+15500.572メートル
	基点131	+17966.099メートル	+15587.822メートル
	基点132	+17927.829メートル	+15659.816メートル
	基点133	+17920.033メートル	+15717.093メートル
	基点134	+17936.261メートル	+15800.916メートル

沖縄県告示第242号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 名称 首里城公園
- 2 位置 那覇市首里当蔵町3丁目
- 3 区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課において縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日 平成20年4月1日

沖縄県告示第243号

沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）第5条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

名 称	所 在 地	売りさばき所の所在地	指定年月日
沖縄県電気工事業工業組合	那覇市古波蔵4丁目12番7号	那覇市古波蔵4丁目12番7号	平成20年3月19日

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 調達する物品等の種類 全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者の資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成20年3月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金が500万円以上であること。
 - (3) 従業員が5名以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関して直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は書留郵便により(2)に掲げる提出場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記簿謄本
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 財務諸表（直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算表及び利益処分計算書を含むこと。））
 - オ 申請する日前の直近3年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関して、直近2事業年度以上の営業実績を証する書類
 - (2) 申請書の入手場所及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 沖縄県企画部情報政策課行政ネットワーク整備班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番地2号 電話番号098-866-2036
 - (3) 申請書の受付期間 平成20年4月7日（月曜日）から同月22日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付期間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語等 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 5 資格審査結果の通知 資格審査結果は、郵便により通知する。
- 6 資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成21年3月31日までとする。
- 7 資格審査申請事項の変更 入札参加者の資格を有するものは、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称

- (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金
 - (6) 電話番号
- 8 資格の取消し等
- (1) 参加の資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があつた後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 資格取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 9 資格の適用範囲 この公告で定める入札に参加できる者の資格は、沖縄県が実施する全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 入札に付する事項

- (1) 件名 全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフト（以下「端末機等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- (2) 借り入れる端末機等の名称、数量及び機能等並びに業務の内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。

2 入札参加資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格及び申請方法等についての公告（平成20年3月28日付け沖縄県公報定期第3643号登載）により入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 端末機等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成20年5月1日（木曜日）までに5の(1)の提出場所に提出し、端末機等の設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該端末機等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にあつては1日以内、沖縄本島外にあつては2日以内に技術者を派遣しての対応ができることを証明した者
- (3) 納入しようとする端末機等の機能等証明書を平成20年5月1日（木曜日）までに5の(1)の提出場所に提出し、当該端末機等を納入することができることを証明した者

3 共同で入札に参加する場合の入札参加資格

共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を平成20年4月22日（火曜日）までに5の(1)の提出場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 自主的に結成された共同企業体であること。
- (2) 共同企業体の構成員の数は5社までとし、各構成員は2の(1)に該当する者であること。
- (3) 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- (4) 各構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。
- (5) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。出資比率が同じ場合は、構成員の互選によりこれを定めること。
- (6) 共同企業体として2の(2)及び(3)の要件を満たすこと。

4 入札説明会の日時及び場所 平成20年4月11日（金曜日）午後2時 沖縄県庁14階 情報政策課〇A研修室

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 沖縄県企画部情報政策課行政ネットワーク整備班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号0

98-866-2036

- (2) 入札書の提出方法 入札書は、(1)の提出場所に持参し、又は郵送すること。郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。なお、電報及び電送による入札は認めない。
- (3) 入札書の提出期限 平成20年5月9日(金曜日)午前11時(郵送の場合は、同期限までに必着のこと。)
- (4) 開札の日時及び場所 平成20年5月9日(金曜日)午後2時 沖縄県庁14階 情報政策課OA研修室
- 6 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼおなじくする契約を締結し、かつ、誠実に履行したことを証明する証明書を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- 8 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 最低制限価格 設定しない。
- 10 その他
 - (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) この公告に関する各種書類の配付及び提出並びに問い合わせは、特に定めがない限り、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
 - (3) その他 詳細は、入札説明会にて配付する入札説明書による。
- 11 summary
 - (1) Bids to be tendered
Lease of terminal units for the entire computer network system at Okinawa Prefectural Government as well as the application software
(this includes duties concerning installation and set-up.)
 - (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and software specifications etc.
 - (3) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet
 - (4) Pre-bid meeting
Date & Time : April 11, 2008 (Friday) 2:00 p.m. ~
Place : Okinawa Prefectural Government Building
14th floor, Information Policy Office, OA Training Room
 - (5) Bid due date and time
May 9, 2008 (Friday) 11:00 a.m.

(Bids sent by mail must arrive by the day and time mentioned above.)

(6) Bid opening

Date & Time : May 9, 2008 (Friday) 2:00 p.m. ~

Place : Okinawa Prefectural Government Building

14th floor, Information Policy Office, OA Training Room

(7) Division in charge

Information Policy Office

Planning and Development Department

Okinawa Prefectural Government

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成20年3月28日から同年7月28日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び豊見城市経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 沖縄アウトレットモールあしびなー 豊見城市字豊崎1番188
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目14番4号 代表取締役 坂倉正宏
- 3 届出年月日 平成20年2月29日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 榎本昌譽
変更後 坂倉正宏
 - (2) 大規模小売店舗の名称
変更前 沖縄アウトレットモール
変更後 沖縄アウトレットモールあしびなー
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
(「次の表」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び豊見城市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 平成17年4月1日
 - (2) 4(2) 平成14年12月12日
 - (3) 4(3) 次の表のとおり
(「次の表」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び豊見城市経済部商工観光課において縦覧に供する。)
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、天願川水系天願川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として平成20年3月28日に指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、比謝川水系比謝川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として平成20年3月28日に指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、小波津川水系小波津川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として平成20年3月28日に指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、安謝川水系安謝川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として平成20年3月28日に指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、安里川水系安里川、久茂地川、真嘉比川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として平成20年3月28日に指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、国場川水系国場川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として平成20年3月28日に指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成20年3月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年3月28日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年6月1日 沖繩県指令土第534号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根中原317番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字根差部658番地 株式会社南西産業 代表取締役 畠中敏成
- 5 検査済証番号 平成20年3月18日 第2615号
- 6 工事完了年月日 平成20年3月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年3月28日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年1月30日 沖繩県指令土第44号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波51番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字饒波65番地 中村敏彰
- 5 検査済証番号 平成20年3月18日 第2616号
- 6 工事完了年月日 平成20年3月11日

訓 令

沖繩県訓令第23号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

告示・公告定型の一部を改正する訓令

告示・公告定型（平成19年沖繩県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

定型農畜5中

「 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
 (1) 家畜の種類
 (2) 家畜の範囲 」 を

「 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲

」 に、

「 5 検査の方法 」 を

「 5 検査の方法

疾病名	方法

」

--	--

に改

める。

定型農畜6中

「 3 対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 家畜の種類
- (2) 家畜の範囲

を

「 3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	注射、薬浴又は投薬の別	家畜の範囲

に、

「 5 注射、薬浴及び投薬の方法

を

「 5 注射、薬浴及び投薬の方法

疾病名	注射、薬浴又は投薬の別	方法

に改

める。

定型農計7中「おいで」を「おいて」に改める。

定型農計16中「計画を」を「変更計画を」に、「県営土地改良事業計画書」を「県営土地改良事業変更計画書」に改める。

定型農計27中「第95条の3第5項」を「第96条の3第5項」に改める。

定型農計28中「土地改良計画事業」を「土地改良事業計画」に改める。

定型農計29中「市(町、村)から」を「___市(町、村)長から」に改める。

定型農計30中「市(町、村)から」を「市(町、村)長から」に改める。

定型農計31中

- 沖縄県知事 氏 ___ 名
- 1 土地改良事業の名称
 - 2 事業主体
 - 3 完了年月日 平成__年__月__日

を

沖縄県知事 氏 ___ 名

土地改良事業の名称	事業主体	完了年月日
		平成__年__月__日

に改

	平成__年__月__日
--	-------------

める。

定型農計32中

	沖繩県知事 氏 __ __ __ 名
1 土地改良事業の名称 2 完了年月日 平成__年__月__日	を

	沖繩県知事 氏 __ __ __ 名						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">土地改良事業の名称</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">完了年月日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成__年__月__日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">平成__年__月__日</td> </tr> </table>	土地改良事業の名称	完了年月日		平成__年__月__日		平成__年__月__日	に改
土地改良事業の名称	完了年月日						
	平成__年__月__日						
	平成__年__月__日						

める。

附 則

この訓令は、平成20年 3月28日から施行する。

公 安 委 員 会 事 項

沖繩県公安委員会規則第3号

沖繩県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月28日

沖繩県公安委員会

沖繩県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖繩県警察の組織に関する規則（昭和47年沖繩県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条」を「第48条」に、「第48条－第50条」を「第49条－第51条」に、「第51条－第53条」を「第52条－第54条」に、「第54条」を「第55条」に改める。

第4条第9号中「職員」を「警察職員」に改める。

第12条第9号中「運用」を「規定による処分」に改める。

第18条中「5課」を「6課」に、「捜査第一課」を「^{刑事企画課}捜査第一課」に改める。

第19条を次のように改める。

（刑事企画課）

第19条 刑事企画課においては、次の事務を行うものとする。

- (1) 刑事部の庶務に関すること。
- (2) 刑事警察の運営に関する調査、企画、調整及び指導に関すること。
- (3) 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。
- (4) 犯罪の捜査一般に関すること。
- (5) 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。
- (6) 捜査共助に関すること。
- (7) 犯罪統計に関すること。

第54条を第55条とし、第4章中第53条を第54条とし、第52条を第53条とし、第51条を第52条とし、第3章中第50条を第51条とし、第49条を第50条とする。

第48条第2号中「現任教養」を「初任補修教養」に改め、同条を第49条とする。

第2章中第47条を第48条とし、第37条から第46条までを1条ずつ繰り下げる。

第36条第2項中「あたる」を「ある」に改め、同条を第37条とする。

第35条を第36条とする。

第34条第3号中「第31条第5号」を「第32条第5号」に改め、同条を第35条とする。

第33条を第34条とし、第20条から第32条までを1条ずつ繰り下げ、第19条の次に次の1条を加える。

(捜査第一課)

第20条 捜査第一課においては、次の事務を行うものとする。

- (1) 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。
 - (2) 暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。
 - (3) 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。
 - (4) 過失犯の捜査に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない犯罪の捜査に関すること。
 - (6) 国際犯罪に関すること。
 - (7) 国際捜査共助に関すること。
 - (8) 死体の検視及び検証に関すること。
 - (9) サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）違反の取締りに関すること。
- 2 捜査第一課に機動捜査隊を附置し、同隊においては、凶悪事件その他重要事件の初動捜査に当たるほか、機動力を用いた各種犯罪の捜査に従事するものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第4号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表那覇警察署の部牧志交番の項中「壺屋1丁目の一部、松尾2丁目の一部」を「壺屋1丁目、松尾2丁目」に改め、同部県庁前交番の項中「、松尾2丁目の一部」を削り、「久茂地3丁目」の次に「、樋川1丁目の一部、字楚辺、楚辺1丁目、楚辺2丁目の一部」を加え、同部樋川交番の項を削り、同部与儀交番の項中「樋川2丁目の一部」を「樋川2丁目」に改め、「、壺屋1丁目の一部」を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第5号

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「200人」を「203人」に改め、同条第2号中「63人」を「64人」に改め、同条第3号中「41人」を「37人」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第6号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月28日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表第3一般国道506号の項の次に次のように加える。

県道29号線	中頭郡北中城村字安谷屋前原397番1から中頭郡北中城村字安谷屋下川原2180番1まで
県道68号線	豊見城市字名嘉地屋無垣原140番1から豊見城市字宜保前原218番1まで

別表第3県道85号線の項中「美里4丁目2045番1」を「美里6丁目2728番2」に改め、同項の次に次のように加える。

県道85号線	沖縄市字美里横通原2779番6から中頭郡北中城村字比嘉西原728番4まで
県道227号線	沖縄市字比屋根浜原854番6から中頭郡北中城村字渡口下原490番8まで

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会告示第33号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条の2に規定する診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成20年3月28日

沖縄県公安委員会

医師の氏名	診断を行う医療機関の名称及び所在地	指定年月日
小渡 敬	医療法人社団志誠会平和病院 うるま市字上江洲665番地	平成20年3月13日
新垣 元	医療法人卯の会新垣病院 沖縄市安慶田4丁目10番3号	平成20年3月13日
平安 明	医療法人へいあん平安病院 浦添市字経塚346番地	平成20年3月13日
平良 直樹	医療法人天仁会天久台病院 那覇市字天久1123番地	平成20年3月13日
譜久原 朝和	医療法人陽和会南山病院 糸満市字賀数406番地の1	平成20年3月13日
稲富 仁	医療法人晴明会糸満晴明病院 糸満市字大度520番地	平成20年3月13日

沖縄県公安委員会告示第35号

警備業法（昭和47年法律第117号）第51条に規定する診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成20年3月28日

沖縄県公安委員会

医師の氏名	診断を行う医療機関の名称及び所在地	指定年月日
小渡 敬	医療法人社団志誠会平和病院 うるま市字上江洲665番地	平成20年3月13日
新垣 元	医療法人卯の会新垣病院 沖縄市安慶田4丁目10番3号	平成20年3月13日
平安 明	医療法人へいあん平安病院 浦添市字経塚346番地	平成20年3月13日
平良 直樹	医療法人天仁会天久台病院 那覇市字天久1123番地	平成20年3月13日
譜久原 朝和	医療法人陽和会南山病院 糸満市字賀数406番地の1	平成20年3月13日
稲富 仁	医療法人清明会糸満清明病院 糸満市字大度520番地	平成20年3月13日

沖縄県公安委員会告示第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成20年3月28日

沖縄県公安委員会

遊技機の種類	型 式 名	型式試験番号	製 造 業 者	検定番号
ぱちんこ	C R 龍剣伝説	8P012200	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社	8P0122
ぱちんこ	C R 鞍馬天狗F P Z	8P009600	大阪府大阪市中央区内本町1丁目1番4号 株式会社藤商事	8P0096
ぱちんこ	C R A 鞍馬天狗F P W	8P010700	大阪府大阪市中央区内本町1丁目1番4号 株式会社藤商事	8P0107
ぱちんこ	C R 快傑ライオン丸 F R X	8P003800	東京都台東区東上野3丁目12番9号 株式会社エース電研	8P0038
ぱちんこ	C R A 快傑ライオン丸 D H 5	8P006000	東京都台東区東上野3丁目12番9号 株式会社エース電研	8P0060
ぱちんこ	C R A 快傑ライオン丸 H L 5	7P137200	東京都台東区東上野3丁目12番9号 株式会社エース電研	7P1372
ぱちんこ	C R A クッキングパ W	8P013400	愛知県名古屋市中村区鶴舞2丁目2番18号 奥村遊機株式会社	8P0134
ぱちんこ	C R ワニワニパニック 2 B M	7P125300	愛知県名古屋市中村区鴨付町1丁目22番地 株式会社大一商会	7P1253
ぱちんこ	C R ワニワニパニック 2 B S	8P016200	愛知県名古屋市中村区鴨付町1丁目22番地 株式会社大一商会	8P0162
ぱちんこ	C R バーチャファイターMV J A	8P014700	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 サミー株式会社	8P0147
ぱちんこ	C R バーチャファイターSV J A	8P012000	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 サミー株式会社	8P0120
回胴	格闘美神武龍X	8S004700	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 サミー株式会社	8S0047

回胴	キャッツアイX	7S137300	東京都台東区東上野2丁目11番7号 株式会社オリンピア	7S1373
回胴	レッドライオンA1	7S136300	群馬県桐生市境野町7丁目201番地 株式会社ソフィア	7S1363
回胴	イミソーレ2S	8S013100	兵庫県伊丹市森本5丁目164番地 株式会社エマ	8S0131
回胴	メンソーレ2A-30	7S041100	兵庫県伊丹市森本5丁目164番地 株式会社エマ	7S0411
回胴	ヒミコスタイルA	7S138100	東京都中央区銀座1丁目18番2号 株式会社エール	7S1381
回胴	ビートマニアJA	8S001300	神奈川県座間市東原5丁目1番1号 KPE株式会社	8S0013

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円